

令和5年4月

公共工事の前払金の使途拡大について（お知らせ）

本市では、前払金の早期支払を通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図る観点から、国の公共工事における取扱いに準じて、平成28年度から前払金を使用することができる範囲を拡大しておりますが、この取扱いを令和5年度も継続して実施します。

対象となる前払金及び使途拡大の内容は、次のとおりです。

I 対象となる前払金

平成28年4月1日から令和6年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるもの（中間前払金は除く）

II 使途拡大の内容

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に加え、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができます。

- ※ 前払金額の100分の25を上限とします。
- ※ 前金払をできる総額については変更ありません。
- ※ 払出手続の詳細につきましては、西日本建設業保証株式会社へお問い合わせください。

（兵庫支店 TEL 078-291-8755）

通知に関する問合せ先 姫路市契約課 工事担当
TEL 079-221-2235